

鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会公開規程（改定案）

改訂後	改訂前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会条例第8条の規定に基づき、鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会（以下「調査会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第2条 会議は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合で公開により会議に支障が生じると調査会が認めるときは、非公開とする。その際、会議の冒頭に会長が委員に諮って、非公開の決定をするものとする。</p> <p>ア 個人情報に係るもの、企業秘密に係るものなど鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）が含まれる場合</p> <p>イ 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合</p> <p>(公開の方法)</p> <p>第3条 調査会は、前条の非公開の決定をした場合を除き、傍聴希望者に会議の傍聴を認めることとする。傍聴要領は、別紙1のとおりとする。</p> <p>2 会議の傍聴は、会議室内での傍聴（以下「会議室内傍聴」という。）のほか、必要に応じて、別室でモニター中継の傍聴（以下「別室モニター傍聴」という。）を行うことができる。</p> <p>3 会議室内傍聴の定員は30名を上限とし、別室モニター傍聴の定員は会場の収容人数に応じて定めるものとする。</p> <p><u>4 感染症防止対策として必要がある場合は、前2項の規定にかかわらず、会議室内傍聴を取りやめ、別室モニター傍聴等の方法により公開することができる。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会条例第8条の規定に基づき、鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会（以下「調査会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第2条 会議は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合で公開により会議に支障が生じると調査会が認めるときは、非公開とする。その際、会議の冒頭に会長が委員に諮って、非公開の決定をするものとする。</p> <p>ア 個人情報に係るもの、企業秘密に係るものなど鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）が含まれる場合</p> <p>イ 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合</p> <p>(公開の方法)</p> <p>第3条 調査会は、前条の非公開の決定をした場合を除き、傍聴希望者に会議の傍聴を認めることとする。傍聴要領は、別紙1のとおりとする。</p> <p>2 会議の傍聴は、会議室内での傍聴（以下「会議室内傍聴」という。）のほか、必要に応じて、別室でモニター中継の傍聴（以下「別室モニター傍聴」という。）を行うことができる。</p> <p>3 会議室内傍聴の定員は30名を上限とし、別室モニター傍聴の定員は会場の収容人数に応じて定めるものとする。</p>

改訂後	改訂後
<p>(傍聴の手続)</p> <p>第4条 会議室内傍聴は、先着順に定員に達するまで認めることとする。ただし、傍聴の受付開始時に、定員を超えて希望者がある場合、抽選により傍聴者を決定することとする。抽選要領は、別紙2のとおりとする。</p> <p>2 別室モニター傍聴は、先着順に定員に達するまで認めることとする。ただし、定員を超えて傍聴希望者がある場合で、傍聴希望者が資料又は傍聴席がないことを了解した場合、可能な範囲で出来るだけ傍聴を認めることとする。</p> <p>3 傍聴の受付は、原則として、会議開催当日に会場で会議開催の20分前から行うこととする。</p> <p>(資料及び議事録の公表)</p> <p>第5条 会議の資料及び議事録については、非開示情報を除き、原則公開とする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和2年2月16日から適用する。</p> <p><u>この規程は、令和2年5月17日から適用する。</u></p>	<p>(傍聴の手続)</p> <p>第4条 会議室内傍聴は、先着順に定員に達するまで認めることとする。ただし、傍聴の受付開始時に、定員を超えて希望者がある場合、抽選により傍聴者を決定することとする。抽選要領は、別紙2のとおりとする。</p> <p>2 別室モニター傍聴は、先着順に定員に達するまで認めることとする。ただし、定員を超えて傍聴希望者がある場合で、傍聴希望者が資料又は傍聴席がないことを了解した場合、可能な範囲で出来るだけ傍聴を認めることとする。</p> <p>3 傍聴の受付は、原則として、会議開催当日に会場で会議開催の20分前から行うこととする。</p> <p>(資料及び議事録の公表)</p> <p>第5条 会議の資料及び議事録については、非開示情報を除き、原則公開とする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和2年2月16日から適用する。</p>